附則第三十四条第七項	第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金				
附則第三十八条第二項	確定給付企業年金法	特定基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第一項の承認の申請をした特定基金（平成二十五年改正法附則第三条第一項に規定する特定基金をいう。以下この項及び次項において「特定基金」という。）を除く。以下この項及び次項において「施行日前に解散したもの」という。）	保険料	平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法
附則第三十四条第六項において準用する附則第三十三条第五項	連合会又は他の基金	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の連合会等（次項において「連合会等」という。）	連合会等	当該責任準備金相当額又は当該減額責任準備金相当額
附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項	解散厚生年金基金等は	特定基金は	前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額	解散厚生年金基金等	当該責任準備金相当額

2　施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金（施行日前に解散したものを除く。）については、廃止前厚生年金基金令第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第四項及び第六項	解散厚生年金基金等	特定基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法	附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第一項	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法	責任準備金（同法第百十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額	同法第百十四条第一項に	当該解散厚生年金基金等	当該特定基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法第百十四条第一項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）	附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第二項	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法	特定基金	解散厚生年金基金等